

事業者 殿

鳥取労働局登録教習機関
(一社)鳥取県労働基準協会

令和4年度「有機溶剤作業主任者技能講習」
(鳥労登教第29号)の開催案内について

有機溶剤中毒予防規則第19条により、労働安全衛生法施行令第6条22号に該当する作業については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者を有機溶剤作業主任者に選任し、その指揮下で作業をさせなければなりません。(交替制又は出張や休暇などの場合には代替者が必要です。)この技能講習を下記のとおり実施することといたしましたので、関係業務があれば該当者をもれなく受講されますよう、ご案内します。

記

1. 受講定員 100名 定員になり次第締め切ります。

2. 講習期日、会場

第1回 期日 令和4年 7月19日(火)・20日(水)

会場 倉吉体育文化会館 大研修室(倉吉市山根529-2)

第2回 期日 令和4年11月21日(月)・22日(火)

会場 倉吉体育文化会館 大研修室(倉吉市山根529-2)

3. 講習日程

第1日 9:30~ 9:50 受付 9:50~10:00 事務局説明

10:00~17:15 関係法令(2h) / 作業環境の改善方法(4h)

第2日 10:00~18:20 保護具(2h) / 健康障害とその防止措置(4h) /

学科修了試験(1h)

(学科は休憩時間(昼食及びその他)を含みます。)

4. 受講料 14,080円（消費税、テキスト代1,980円含む）

5. 講習申込み手続き

(1) 別紙「申込書」で申し込んでください。受講料は「銀行振込」か「現金書留」で支払い、当協会に郵送してください。なお「銀行振込」の場合は「振込依頼書」等の写しを申込書に添付してください。（ATM等でも可）

「現金書留」の場合は申込書と受講料を同封してください。

「銀行振込」は下記の口座をお願いします。

鳥取銀行鳥取支店	普通	No.0273223	(一社)鳥取県労働基準協会
----------	----	------------	---------------

(2) 写真が2枚（縦3.0cm×横2.4cm）必要になります。

申込書の右上の欄に糊付けしてください。

（修了証用の写真は、後ではがしますので軽く貼っておいてください。）

(3) 受講申込後の受講取消については、講習の1週間前までに申し出があった場合を除いて、受講料をお返ししませんので、ご注意ください。

(4) 受講申込者には、講習日の1週間前に「受講票」を郵送いたしますので、受講当日は必ず「受講票」を持参し、講習開始10分前までに受付を済ませてください。

学科修了試験を実施しますから、筆記用具を忘れないようにしてください。

6. 郵送先下記のとおり。その他不明な点（締切、学科等）についても、下記へお尋ねください。

〒689-1112 鳥取市若葉台南1-17 (一社)鳥取県労働基準協会

Tel (0857) 52-7300 Fax (0857) 52-7311